国民健康保険制度のお知らせ

納税通知書を送付 国民健康保険税(以下、

保険

8回です。納期内の納付をお願 いします。 付書・□座振替による納付は年 保険係までご連絡ください。 発送します。届かない場合は、 税)の納税通知書を7月上旬に なお、保険税の計算は表1の

課税限度額 19万円 63万円 ※介護納付金分は、40~64歳の方が対象です。 ※赤字部分が、税制改正に伴う変更点です。

1世帯当たりの保険税の計算(年額)

税率

5.60%

2万7500円

税率

2.25%

1万1500円

税率

1.70%

1万4500円

表1

区

所得割(平成31年1月~令和元年12月の所得に対して計

均等割(国保加入

者1人につき定額)

分

表2 年金受給額からの差し引き			
仮	4月	平成31年1月~令和元年12月の所得が確	
徴	6月	定するまでは、平成30年中の所得で仮算	
収	8月	定した保険税を差し引きます。	
本	10月	平成31年1月~令和元年12月の所得が確	
徴	12月	定した後は、年間保険税額から仮徴収分	
収	2月	を除いた額を3回に分けて差し引きます。	

所得による均等割額の軽減

次し 当時による近年副僚の推派		
軽減割合	合計所得金額	
7割	33万円以下	
5割	33万円+(28万5000円×被保険者数)以下	
2割	33万円+(52万円×被保険者数)以下	
ツ土ウが八が、 お判してにひら亦声となす		

※赤字部分が、税制改正に伴う変更点です。

保険税のお知らせは世帯主

主宛てに送付します。 も、世帯員が国保に加入してい 社会保険などに加入していて 健康保険(以下、国保)ではなく です。そのため、世帯主が国民 れば、保険税のお知らせは世帯 保険税の納税義務者は世帯主

礎年金などの受給額から保険税 を差し引きます(申請により口 表2のとおり、世帯主の老齢基 |年金受給額からの差し引き 次のすべてに該当する方は、

退する場合は月割で計算)。

分の保険税から、課税限度額が

税制改正に伴い、令和2年度

部引き上げられました。

とおりです(年度途中で加入・脱

る制度があります。詳しくは、 2ページをご覧ください。 社会保険から後期高齢者医 療制度に移行した方の被扶

が後期高齢者医療制度に移行し 険係へ申請してください。 免措置を受けるには、市役所保 得割額は全額免除されます。減 合、均等割額が半額となり、所 養者が新たに国保に加入した場 たことに伴い、65歳以上の被扶 会社の保険に加入していた方

非自発的失業者の保険税を

る番号が、1、1、1~2、3~ 満で離職し、雇用保険受給資格 者証の離職理由に記載されてい 会社の都合などにより65歳未

*国保に加入している世帯主及 座振替での納付も可)。 び世帯員全員が65~74歳

* 差し引きの対象となる年金の 受給額が年額18万円以上

るなどした世帯の保険税を 新型コロナウイルス感染症 の影響により収入が減少す ・介護保険料と保険税の合計額 が年金受給額の2分の1以下

保険税の免除または減額をす

養者の保険税を減免

ありません。 (昭島市独自の軽減 ただし、所得金額による軽減

間にある方のことをいいます。 による軽減を優先し、その軽減 の対象となる世帯は、 額が昭島市独自の軽減よりも少 日以降の最初の3月31日までの なお、18歳とは、18歳に達する い場合は、差額を軽減します。 所得金額

きの給与所得が70%減額されま 所保険係へ申請してください。 す。減額措置を受けるには、市役 34の方は、保険税を計算すると

証と、保険証が必要です。 申請には、雇用保険受給資格者

翌日の月から翌年度末までです。 所得金額による軽減 軽減の期間は、離職した日の

保険税から、一部拡大されまし 等割額が表るのとおり軽減され ます。申請の必要はありません。 所得が一定金額以下の世帯は、均 税制改正に伴い、2年度分の 被保険者全員と世帯主の合計

子どもの均等割額を軽 減

9割軽減します。申請の必要は 額に、3人目以降の均等割額を のうち、2人目の均等割額を半 国保に加入する18歳以下の方

めることになります。 ☆詳しくは、 保険係へ。

|新しい高齢受給者証を送付

す 再判定し、8月から使用できる 受給者証を7月下旬に送付しま 証の有効期限は7月31日です。 現在交付している高齢受給者 前年の収入により負担割合を

あいぽっくのいずれかへの返却 にご協力ください。 は、市役所保険係、東部出張所 有効期限の過ぎた受給者証

定証の更新 限度額適用認定証と減額認

7月下旬からです。 所保険係へ申請してください。 です。8月以降も利用を希望す る方、新たに必要な方は、市役 認定証の有効期限は7月31日 なお、新しい認定証の発行は

加入や脱退は届け出を

続きが遅れた場合は、遡って納 月からではなく、資格を得た月 分から納めていただきます。手 保険税は、加入手続きをした

やめる手続きをしてください。 日から14日以内に市役所保険係 加入したときは、変更のあった 資格喪失届を提出し、国保を また、会社などの健康保険に